

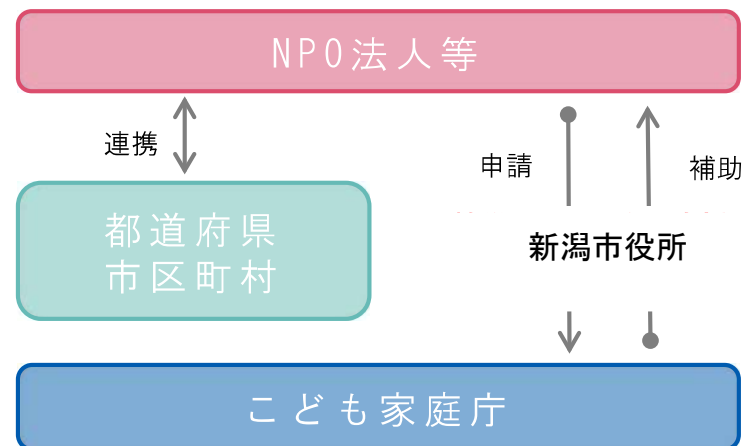
1 施策の概要

こどもの居場所づくり支援体制強化事業（NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援）を活用し、被災したこどもの心の負担軽減や回復等を目的として、こどもの遊びの機会提供や学習のためのスペース設置等、こどもの居場所づくりに要する費用の補助を行う。

2 施策のスキーム

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行うこどもの居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業について、**被災したこどもの居場所づくりに係る取組を追加募集**する。

- 令和6年能登半島地震を踏まえ募集する取組
 - ・ **被災したこどもの居場所づくり**
 - ・ **被災したこどもの居場所づくりを行う民間団体のサポート**



※ 上記は直接申請の例であり、自治体を経由した申請も可能

3 実施主体等

【実施主体】

都道府県、市区町村、民間団体（※）

（※）災害対応中の市町村の事務負担軽減の観点から、**自治体と連携して被災したこどもの居場所づくりを行う民間団体が、直接国に補助申請できるよう要件緩和を行う**（これまでは自治体経由の申請を原則としていた）。

【補助基準額】 1団体当たり 5,000千円（上限）

【負担割合】 国10/10

【募集期間】 令和7年3月3日～（こども家庭庁の募集状況により、期間は変動します）

【補助対象期間】 令和7年4月1日～令和8年3月31日

